# 投資信託説明書
# (交付目論見書)

使用開始日
2025年8月14日




## 豪州インフラ関連好配当資産ファンド(毎月決算型／年2回決算型)
### 愛称：インフラ・DE・豪(GO)毎月／年2回

追加型投信／海外／資産複合

## 豪州インフラ関連好配当資産ファンド 為替ヘッジあり(毎月決算型／年2回決算型)
### 愛称：インフラ・DE・豪(GO) 為替ヘッジあり 毎月／年2回

追加型投信／海外／資産複合

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]
**アセットマネジメントOne株式会社**
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

**委託会社への照会先**
【コールセンター】
0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
**株式会社りそな銀行**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は下記①および②で構成されております。内容はそれぞれ異なりますので、ご購入に際しては、ご購入対象となるファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をお読みください。

①投資信託説明書（交付目論見書）　豪州インフラ関連好配当資産ファンド
（毎月決算型／年2回決算型）

②投資信託説明書（交付目論見書）　豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり
（毎月決算型／年2回決算型）

# 投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2025年8月14日

Asset Management One




# 豪州インフラ関連好配当資産ファンド（毎月決算型／年2回決算型）

## 愛称：インフラ・DE・豪（GO）毎月／年2回

追加型投信／海外／資産複合

| ファンド | 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ※2 |
| 毎月決算型 | 追加型 | 海外 | 資産複合 | その他資産（投資信託証券※1） | 年12回（毎月） | オセアニア | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| 年2回決算型 | | | | | 年2回 | | | |

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合（株式、不動産投信）」です。
※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

この目論見書により行う「豪州インフラ関連好配当資産ファンド（毎月決算型）」、「豪州インフラ関連好配当資産ファンド（年2回決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年8月13日に関東財務局長に提出しており、2025年8月14日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉［ファンドの運用の指図を行う者］
**アセットマネジメントOne株式会社**
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第324号
設立年月日：1985年7月1日
資本金：20億円（2025年5月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：19兆6,974億円（2025年5月末現在）

**委託会社への照会先**
【コールセンター】
0120-104-694
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
**株式会社りそな銀行**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託(リート)等に実質的な投資を行います。

●インフラ関連施設や不動産等の使用料や賃料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に実質的な投資を行います。

●相対的に配当利回りが高い銘柄を中心に実質的な投資を行います。

●個別銘柄や業種の選定により、ファンドの中長期的な値動きをオーストラリア株式市場全体の値動きに比べて小さく抑えることをめざします。

●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

●ファンドは「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)」※および「国内マネー・マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

※「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)」は、「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式により運用を行います。

### 2 株式および不動産投資信託等の実質的な運用は、フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドが行います。

●「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)」への投資比率は、原則として高位を維持します。

### 3 決算頻度の異なる2つのファンド(毎月決算型、年2回決算型)から、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。

●豪州インフラ関連好配当資産ファンド(毎月決算型)
毎月13日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

●豪州インフラ関連好配当資産ファンド(年2回決算型)
毎年5月13日、11月13日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

<ファンドの名称について>
各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

| 正式名称 | 略　称 |
|---|---|
| 豪州インフラ関連好配当資産ファンド(毎月決算型) | 毎月決算型 |
| 豪州インフラ関連好配当資産ファンド(年2回決算型) | 年2回決算型 |

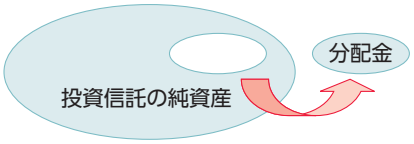
◆上記各ファンドを総称して「豪州インフラ関連好配当資産ファンド」または「ファンド」という場合があります。また、それぞれのファンドを個別に「各ファンド」という場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ




◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

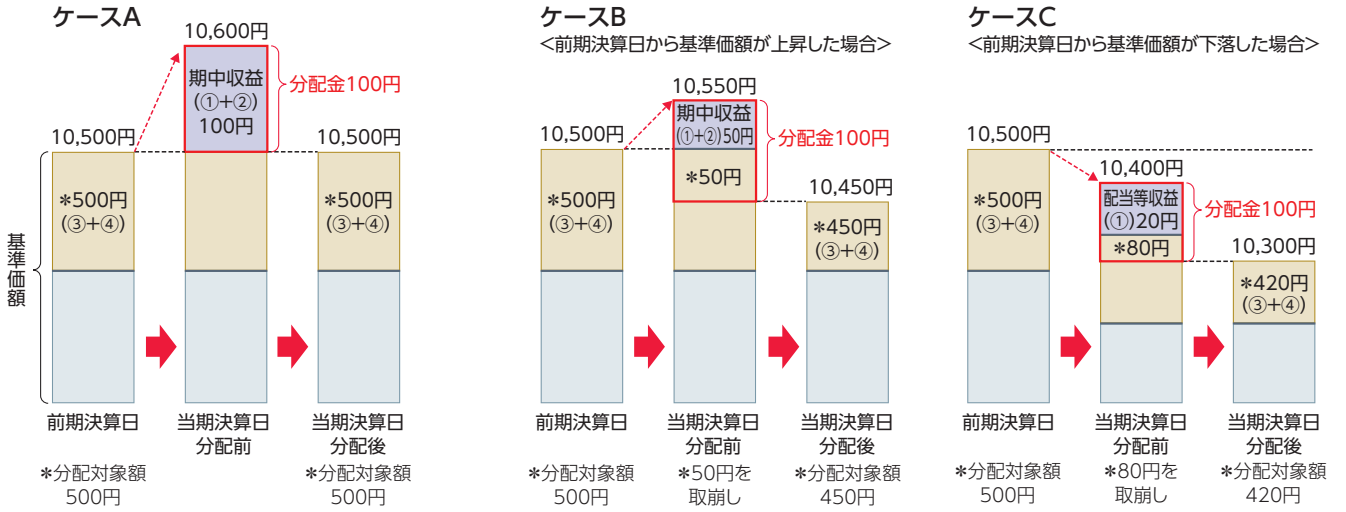
### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

**計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合**

**計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合**



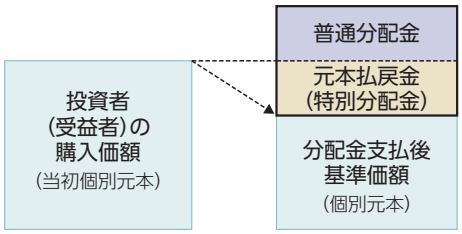

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

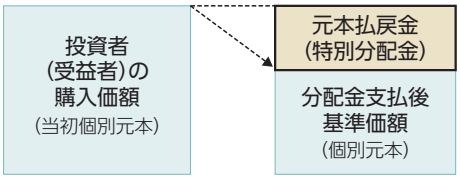
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

**分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合**




※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

**分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合**




普通分配金　　:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

# ファンドの目的・特色

## フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドのご紹介

### フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド

■フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社
■オーストラリア株式運用において40年以上の実績
■17名の経験豊富な運用プロフェッショナルからなるチームで運用
■運用チームの平均経験年数約23年

### (ご参考)フランクリン・テンプルトン・グループ

■フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。世界中の主要な金融市場にオフィスを構え、150ヵ国以上のお客様にサービスを提供し、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.5兆米ドル(約230兆円)*の運用資産残高を有しています。
世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。

＊ 1米ドル=149.52円で換算。
※2025年3月末時点
(出所)フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の情報を基にアセットマネジメントOne作成

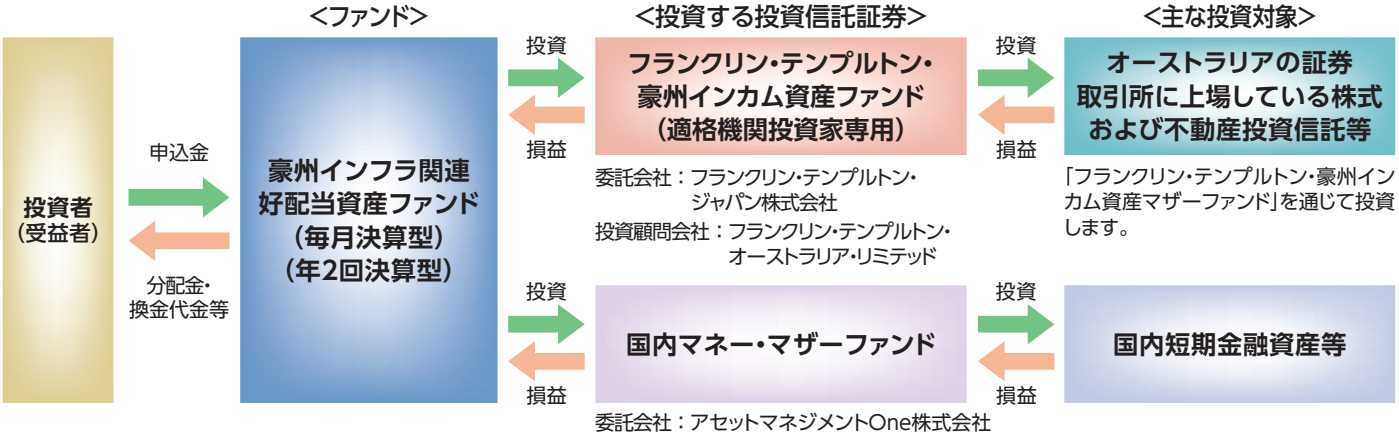
### 運用プロセス

| | |
|---|---|
| オーストラリアの証券取引所の上場銘柄 | ・上場銘柄のみに投資<br>※オーストラリア以外の国の企業が発行する株式等を含みます。 |
| スクリーニングの必須項目 | ・持続的なインカム収入<br>・大規模な投資済み資産から得られる高いキャッシュフロー<br>・追加の設備投資を必要としない成長力<br>・価格決定力 |
| 適正なリスク水準を保つためのスクリーニング | ・低水準の負債比率<br>・流動性と配当特性<br>・ファンダメンタル分析、定量分析により質の高い銘柄を選定<br>・投資価値の低い銘柄を除外 |
| キャッシュフローの予想分析 | ・フリーキャッシュフローに基づく持続可能な配当に着目<br>・会計上の調整によって生み出された配当は回避 |

※上記は、ファンドが投資対象とするフランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)の実質的な運用プロセスです。

## ファンドの仕組み

### ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。




※ファンドは短期金融資産等に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

■各ファンド
•投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
•デリバティブ取引の直接利用は行いません。
•外貨建資産への直接投資は行いません。
•外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 追加的記載事項

■各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

| | |
|---|---|
| ファンド名 | フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用) |
| 形態 | 国内籍私募投資信託 |
| 主要投資対象 | 「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。 |
| 運用方針 | <フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)><br>①フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。<br>②フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。<br>③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。<br>④デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。<br><br><フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド><br>①主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に投資を行います。<br>②主に不動産やインフラ関連施設(電気・ガス・その他エネルギー設備、有料道路、港湾、空港等)のように賃料や使用料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託等を中心に投資します。<br>③主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。<br>④個別銘柄や業種の選定を通じて、ファンドの中長期的な値動きをオーストラリア株式市場全体に比べて小さく抑えることをめざします。<br>⑤デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。<br>⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。<br>⑦フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド(在オーストラリア)に、運用の指図に関する権限を委託します。 |
| 主な投資制限 | •株式への実質投資割合には、制限を設けません。<br>•新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。<br>•同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。<br>•同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。<br>•同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。<br>•投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。<br>•外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。<br>•デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<br>•外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。<br>•一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

| | |
|---|---|
| 主要関係法人 | •委託会社:フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社<br>•販売会社:三菱UFJ信託銀行株式会社<br>•受託銀行:三菱UFJ信託銀行株式会社<br>•投資顧問会社:フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年率0.605%(税抜0.55%) |
| その他費用 | 信託財産に関する租税、売買委託手数料、保管費用、信託事務の諸費用がかかるほか、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限)をファンドから支弁します。 |

| | |
|---|---|
| ファンド名 | 国内マネー・マザーファンド |
| 形態 | 親投資信託 |
| 運用方針 | •主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。<br>•ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限 | •株式への投資は行いません。<br>•外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配方針 | 運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | 報酬はかかりません。 |
| 信託設定日 | 2008年3月28日 |
| 委託会社 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 |

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

**株価変動リスク**

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。
ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

**リートの価格変動リスク**

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。
ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

**為替リスク**

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。
ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

**金利リスク**

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。
一般的に金利が上昇するとリートの価格は下落します。ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

**流動性リスク**

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

**信用リスク**

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

# 投資リスク

## その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

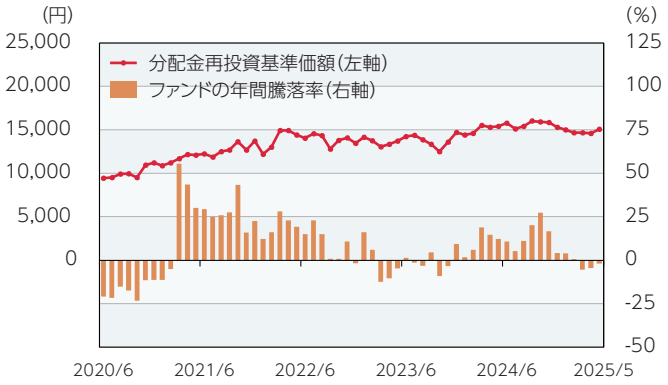
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

# 投資リスク

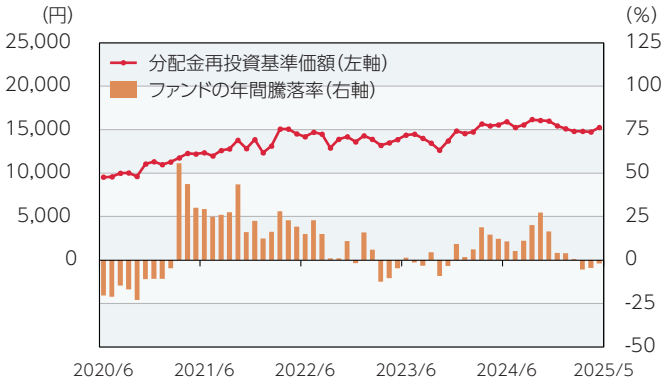
## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

毎　月　決　算　型

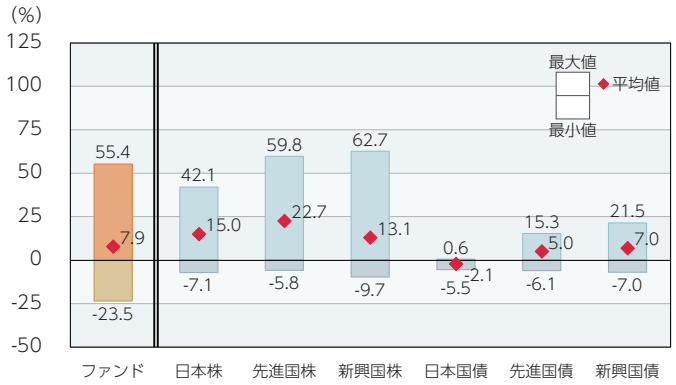



年　2　回　決　算　型

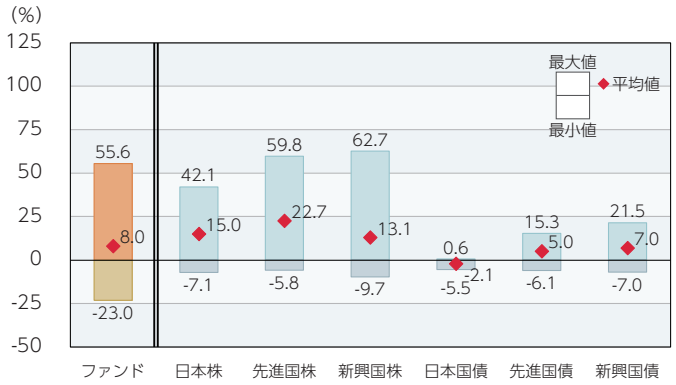



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較




2020年6月～2025年5月




2020年6月～2025年5月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

| | | |
|---|---|---|
| 日　本　株 | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
| 先　進　国　株 | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新　興　国　株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日　本　国　債 | NOMURA-BPI国債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先　進　国　債 | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新　興　国　債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース) | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

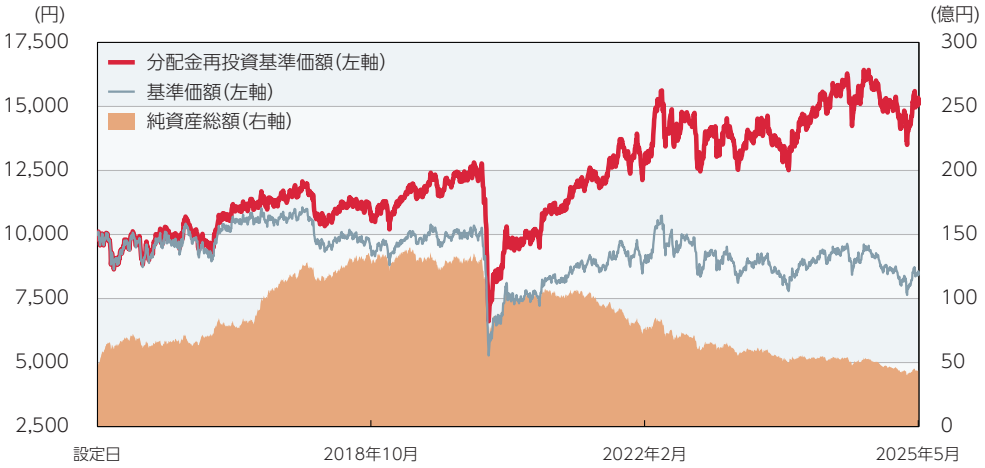
(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

# 運用実績

データの基準日:2025年5月30日

毎　月　決　算　型

## 基準価額・純資産の推移 《2015年6月30日～2025年5月30日》




※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2015年6月30日)

## 分配の推移(税引前)

| | |
|---|---|
| 2025年 1月 | 50円 |
| 2025年 2月 | 50円 |
| 2025年 3月 | 50円 |
| 2025年 4月 | 50円 |
| 2025年 5月 | 50円 |
| 直近1年間累計 | 600円 |
| 設定来累計 | 5,325円 |

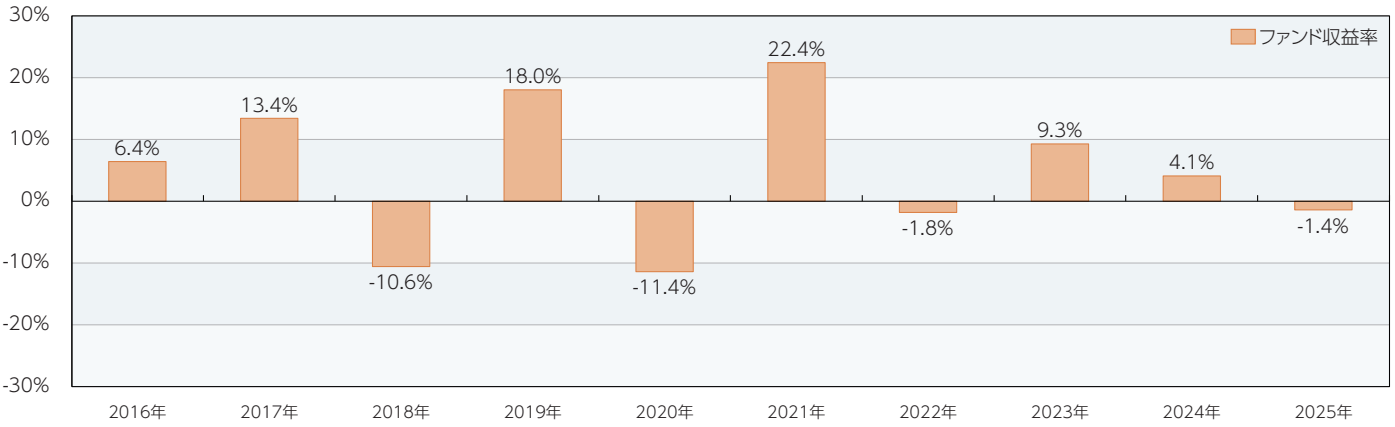
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄　※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用) | 97.12 |
| 2 | 国内マネー・マザーファンド | 1.03 |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)




※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

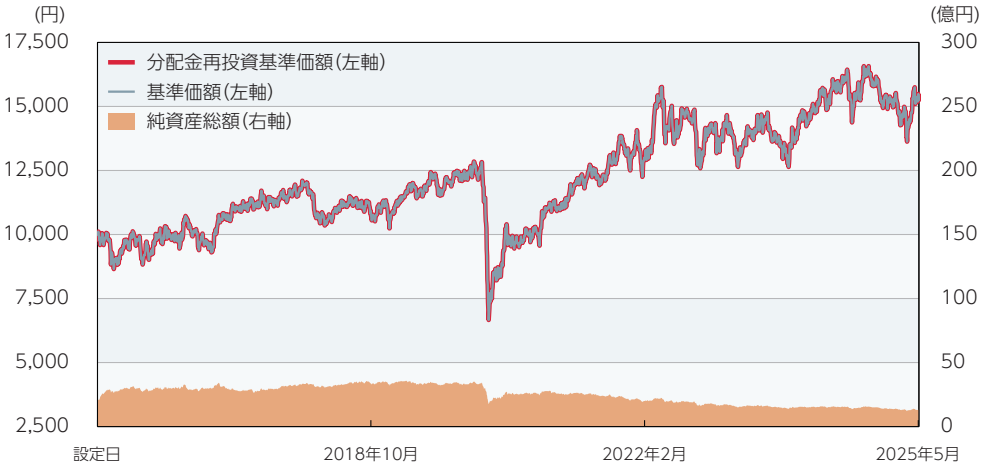
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 運用実績

データの基準日:2025年5月30日

年 2 回 決 算 型

## 基準価額・純資産の推移 《2015年6月30日～2025年5月30日》




※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2015年6月30日)

## 分配の推移(税引前)

| | |
|---|---|
| 2023年 5月 | 0円 |
| 2023年11月 | 0円 |
| 2024年 5月 | 0円 |
| 2024年11月 | 0円 |
| 2025年 5月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

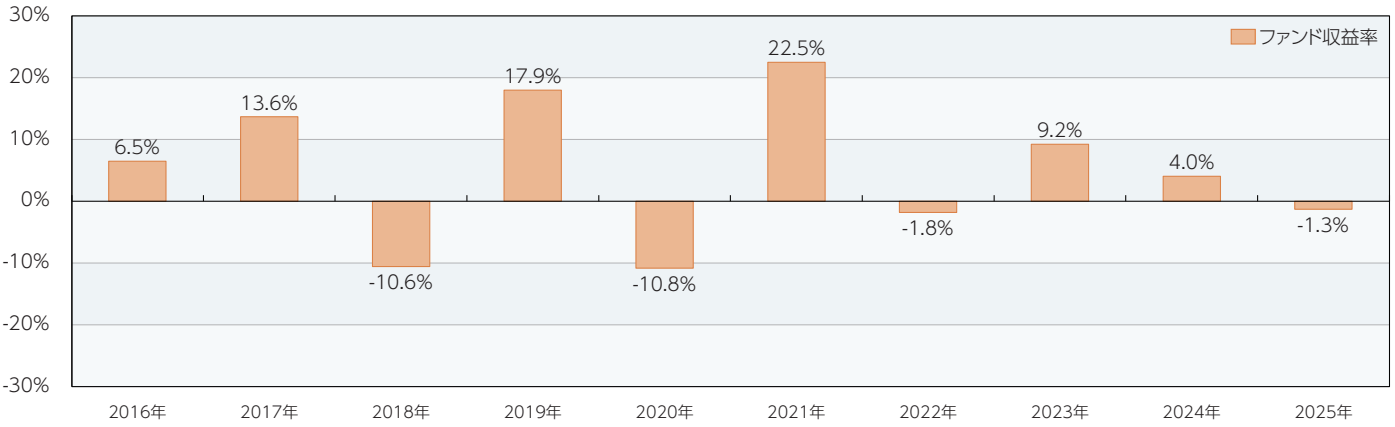
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用) | 96.26 |
| 2 | 国内マネー・マザーファンド | 1.54 |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)




※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 運用実績

データの基準日:2025年5月30日

## 主要な資産の状況

### ■フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)

※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社のデータをもとに作成しております。
※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド | 100.00 |

以下、フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンドの主要な資産の状況です。

※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社のデータをもとに作成しております。
※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | SCENTRE GROUP | 投資証券 | オーストラリア | – | 6.80 |
| 2 | STOCKLAND | 投資証券 | オーストラリア | – | 5.62 |
| 3 | APA GROUP | 株式 | オーストラリア | 公益事業 | 5.59 |
| 4 | TRANSURBAN GROUP | 株式 | オーストラリア | 資本財・サービス | 5.55 |
| 5 | DEXUS/AU | 投資証券 | オーストラリア | – | 5.24 |
| 6 | VICINITY CENTRES | 投資証券 | オーストラリア | – | 4.95 |
| 7 | AURIZON HOLDINGS LTD | 株式 | オーストラリア | 資本財・サービス | 4.56 |
| 8 | CHORUS LTD | 株式 | ニュージーランド | コミュニケーション・サービス | 4.22 |
| 9 | HOMECO DAILY NEEDS REIT | 投資証券 | オーストラリア | – | 3.80 |
| 10 | INGENIA COMMUNITIES GROUP | 投資証券 | オーストラリア | – | 3.39 |

### ■国内マネー・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 452回　利付国庫債券(2年) | 国債証券 | 日本 | 0.005 | 2025/9/1 | 16.70 |
| 2 | 1301回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | – | 2025/7/22 | 16.70 |
| 3 | 449回　利付国庫債券(2年) | 国債証券 | 日本 | 0.005 | 2025/6/1 | 13.37 |
| 4 | 453回　利付国庫債券(2年) | 国債証券 | 日本 | 0.005 | 2025/10/1 | 10.01 |
| 5 | 1270回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | – | 2025/11/20 | 8.83 |
| 6 | 1302回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | – | 2025/7/28 | 8.35 |
| 7 | 1306回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | – | 2025/8/18 | 8.35 |

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入の申込期間 | 2025年8月14日から2025年11月6日まで<br>※各ファンドの信託期間は2025年11月13日までとなっております。お申込みの際には信託期間にご留意ください。 |
| 購入・換金申込不可日 | 申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する場合には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>•オーストラリア証券取引所の休業日　•シドニーの銀行の休業日<br>•メルボルンの銀行の休業日 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2025年11月13日まで(2015年6月30日設定) |
| 繰上償還 | 各ファンドが主要投資対象とするフランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)が存続しないこととなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。<br>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。<br>•信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合<br>•各ファンドにおいて受益権口数が20億口を下回ることとなった場合<br>•やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 毎月決算型:毎月13日(休業日の場合は翌営業日)<br>年2回決算型:毎年5月および11月の各13日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎月決算型:年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>年2回決算型:年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンドにおいて2,000億円 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。 |
| 運用報告書 | 5月、11月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>各ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |
| スイッチング | 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングとは、すでに保有しているファンドを換金すると同時に他のファンドの購入の申込みを行うことをいい、ファンドの換金代金が購入代金に充当されます。<br>スイッチングの際には、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。<br>くわしくは販売会社にお問い合わせください。 |

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="2">購入価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。<br>※購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="2">ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用<br>（信託報酬）</td><td>各ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.21%（税抜1.10%）<br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>※運用管理費用（信託報酬）の配分は、各販売会社の取扱純資産額(注)に応じて、以下の通りとします。<br>（注）各販売会社の取扱純資産額の算出に当たっては、「豪州インフラ関連好配当資産ファンド（毎月決算型）」、「豪州インフラ関連好配当資産ファンド（年2回決算型）」、「豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり（毎月決算型）」および「豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり（年2回決算型）」の取扱純資産額を合算します。
<table>
<tr><th colspan="4">運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）</th></tr>
<tr><td>各販売会社の取扱純資産額</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr>
<tr><td>300億円以下の部分</td><td>年率0.36%</td><td>年率0.70%</td><td rowspan="3">年率0.04%</td></tr>
<tr><td>300億円超<br>800億円以下の部分</td><td>年率0.33%</td><td>年率0.73%</td></tr>
<tr><td>800億円超の部分</td><td>年率0.30%</td><td>年率0.76%</td></tr>
<tr><td>主な役務</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託証券</td><td>フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（適格機関投資家専用）の純資産総額に対して年率0.605%（税抜0.55%）</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.815%（税抜1.65%）（概算）<br>※上記は各ファンドが投資対象とするフランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（適格機関投資家専用）を高位に組入れた状態を想定しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の費用・手数料</td><td>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>•信託事務の処理に要する諸費用<br>•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等<br>監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。<br>※フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（適格機関投資家専用）においては、信託財産に関する租税、売買委託手数料、保管費用、信託事務の諸費用がかかるほか、その他諸費用（当該ファンドの純資産総額の0.05%を上限）をファンドから支弁します。<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</td></tr>
</table>

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※上場不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

# 手続・手数料等

## ■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 分　配　時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報)ファンドの総経費率

| ファンド名 | 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|---|---|---|---|
| 毎月決算型 | 1.86% | 1.21% | 0.65% |
| 年2回決算型 | 1.86% | 1.21% | 0.65% |

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年11月14日～2025年5月13日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とするフランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(適格機関投資家専用)(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。


Asset
Management
One

# 投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2025年8月14日

Asset Management One




# 豪州インフラ関連好配当資産ファンド 為替ヘッジあり（毎月決算型／年2回決算型）

## 愛称：インフラ・DE・豪（GO）為替ヘッジあり 毎月／年2回

追加型投信／海外／資産複合

| ファンド | 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ※2 |
| 毎月決算型 | 追加型 | 海外 | 資産複合 | その他資産（投資信託証券※1） | 年12回（毎月） | オセアニア | ファンド・オブ・ファンズ | あり（フルヘッジ） |
| 年2回決算型 | | | | | 年2回 | | | |

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合（株式、不動産投信）」です。
※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

この目論見書により行う「豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり（毎月決算型）」、「豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり（年2回決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年8月13日に関東財務局長に提出しており、2025年8月14日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉［ファンドの運用の指図を行う者］
**アセットマネジメントOne株式会社**
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第324号
設立年月日：1985年7月1日
資本金：20億円（2025年5月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：19兆6,974億円（2025年5月末現在）

**委託会社への照会先**
【コールセンター】
0120-104-694
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
**株式会社りそな銀行**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託(リート)等に実質的な投資を行います。

●インフラ関連施設や不動産等の使用料や賃料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に実質的な投資を行います。

●相対的に配当利回りが高い銘柄を中心に実質的な投資を行います。

●個別銘柄や業種の選定により、ファンドの中長期的な値動きをオーストラリア株式市場全体の値動きに比べて小さく抑えることをめざします。

●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

●ファンドは「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)」※および「国内マネー・マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

※「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)」は、「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式により運用を行います。

### 2 株式および不動産投資信託等の実質的な運用は、フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドが行います。

●「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)」への投資比率は、原則として高位を維持します。

### 3 決算頻度の異なる2つのファンド(毎月決算型、年2回決算型)から、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。

●豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり(毎月決算型)
毎月13日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

●豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり(年2回決算型)
毎年5月13日、11月13日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

<ファンドの名称について>
各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

| 正式名称 | 略　称 |
|---|---|
| 豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり(毎月決算型) | 毎月決算型 |
| 豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり(年2回決算型) | 年2回決算型 |

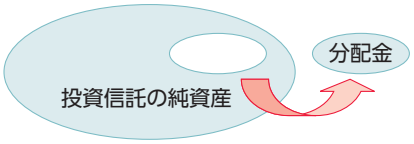
◆上記各ファンドを総称して「豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり」または「ファンド」という場合があります。また、それぞれのファンドを個別に「各ファンド」という場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ




◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

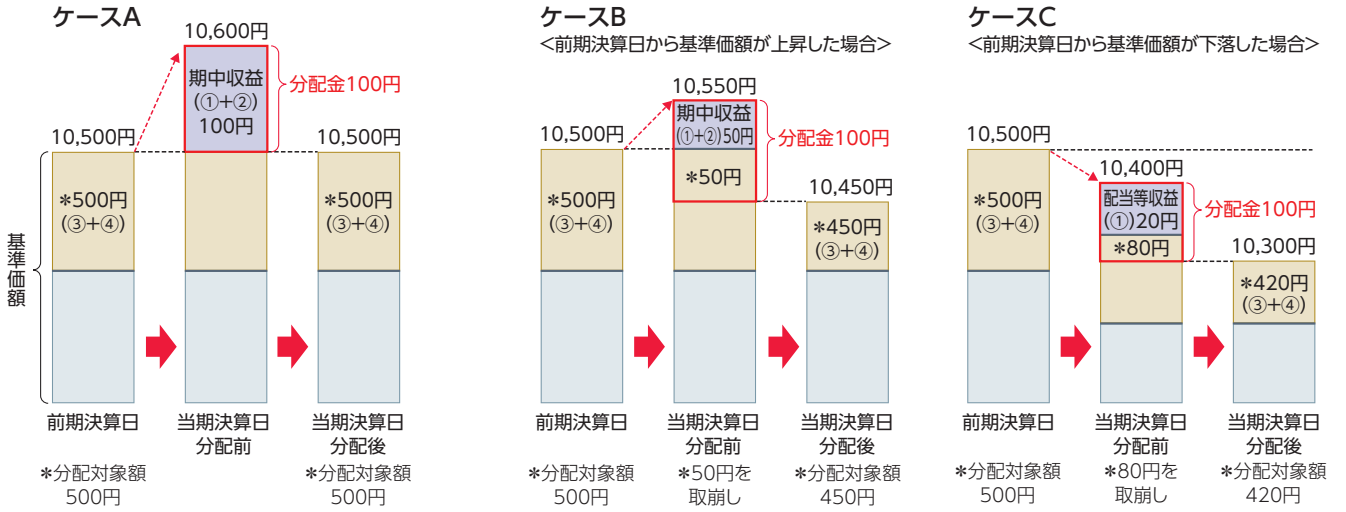
### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

**計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合**

**計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合**



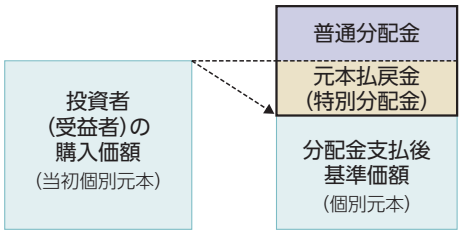

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

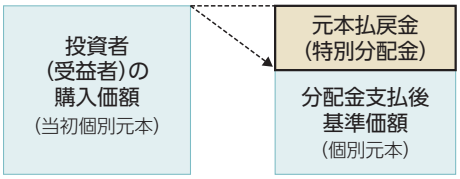
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

**分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合**




※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

**分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合**




普通分配金　　:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

# ファンドの目的・特色

## フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドのご紹介

### フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド

■フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社
■オーストラリア株式運用において40年以上の実績
■17名の経験豊富な運用プロフェッショナルからなるチームで運用
■運用チームの平均経験年数約23年

### (ご参考)フランクリン・テンプルトン・グループ

■フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。世界中の主要な金融市場にオフィスを構え、150ヵ国以上のお客様にサービスを提供し、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.5兆米ドル(約230兆円)*の運用資産残高を有しています。
世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。

＊ 1米ドル=149.52円で換算
※2025年3月末時点
(出所)フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の情報を基にアセットマネジメントOne作成

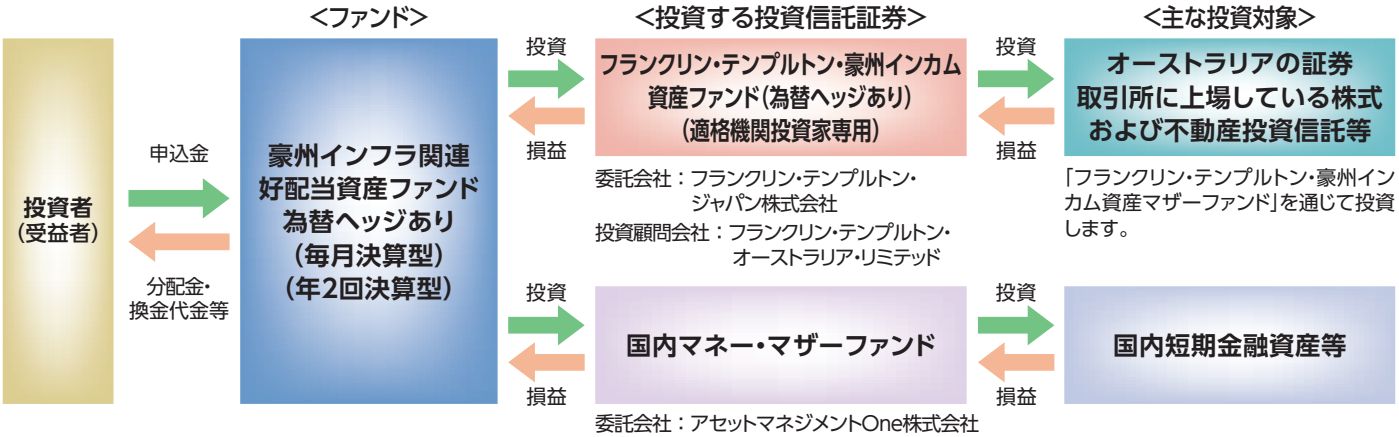
### 運用プロセス

| | |
|---|---|
| オーストラリアの証券取引所の上場銘柄 | ・上場銘柄のみに投資<br>※オーストラリア以外の国の企業が発行する株式等を含みます。 |
| スクリーニングの必須項目 | ・持続的なインカム収入<br>・大規模な投資済み資産から得られる高いキャッシュフロー<br>・追加の設備投資を必要としない成長力<br>・価格決定力 |
| 適正なリスク水準を保つためのスクリーニング | ・低水準の負債比率<br>・流動性と配当特性<br>・ファンダメンタル分析、定量分析により質の高い銘柄を選定<br>・投資価値の低い銘柄を除外 |
| キャッシュフローの予想分析 | ・フリーキャッシュフローに基づく持続可能な配当に着目<br>・会計上の調整によって生み出された配当は回避 |

※上記は、ファンドが投資対象とするフランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)の実質的な運用プロセスです。

## ファンドの仕組み

### ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。




※ファンドは短期金融資産等に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

■各ファンド
•投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
•デリバティブ取引の直接利用は行いません。
•外貨建資産への直接投資は行いません。
•外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 追加的記載事項

■各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

| | |
|---|---|
| ファンド名 | フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) |
| 形態 | 国内籍私募投資信託 |
| 主要投資対象 | 「フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。 |
| 運用方針 | <フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)><br>①フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。<br>②フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。<br>③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。<br>④デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。<br><br><フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド><br>①主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に投資を行います。<br>②主に不動産やインフラ関連施設(電気・ガス・その他エネルギー設備、有料道路、港湾、空港等)のように賃料や使用料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託等を中心に投資します。<br>③主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。<br>④個別銘柄や業種の選定を通じて、ファンドの中長期的な値動きをオーストラリア株式市場全体に比べて小さく抑えることをめざします。<br>⑤デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。<br>⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。<br>⑦フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド(在オーストラリア)に、運用の指図に関する権限を委託します。 |
| 主な投資制限 | •株式への実質投資割合には、制限を設けません。<br>•新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。<br>•同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。<br>•同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。<br>•同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。<br>•投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。<br>•外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。<br>•デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。<br>•外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。<br>•一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

| | |
|---|---|
| 主要関係法人 | •委託会社:フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社<br>•販売会社:三菱UFJ信託銀行株式会社<br>•受託銀行:三菱UFJ信託銀行株式会社<br>•投資顧問会社:フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年率0.605%(税抜0.55%) |
| その他費用 | 信託財産に関する租税、売買委託手数料、保管費用、信託事務の諸費用がかかるほか、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限)をファンドから支弁します。 |

| | |
|---|---|
| ファンド名 | 国内マネー・マザーファンド |
| 形態 | 親投資信託 |
| 運用方針 | •主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。<br>•ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限 | •株式への投資は行いません。<br>•外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配方針 | 運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | 報酬はかかりません。 |
| 信託設定日 | 2008年3月28日 |
| 委託会社 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 |

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

**株価変動リスク**

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。
ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

**リートの価格変動リスク**

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。
ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

**金　利リスク**

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。
一般的に金利が上昇するとリートの価格は下落します。ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

**流動性リスク**

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

**信　用リスク**

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

**為　替リスク**

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。
ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

# 投資リスク

## その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

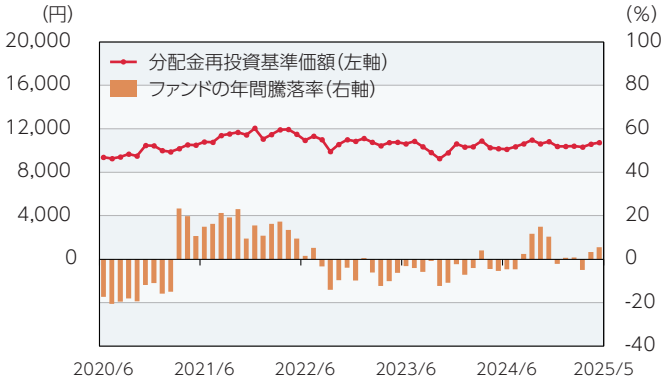
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

# 投資リスク

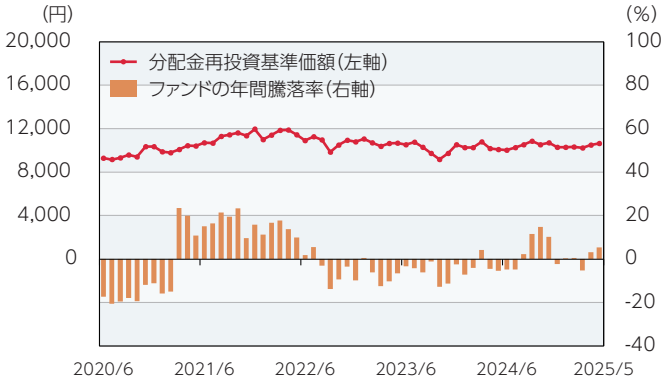
## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

毎　月　決　算　型

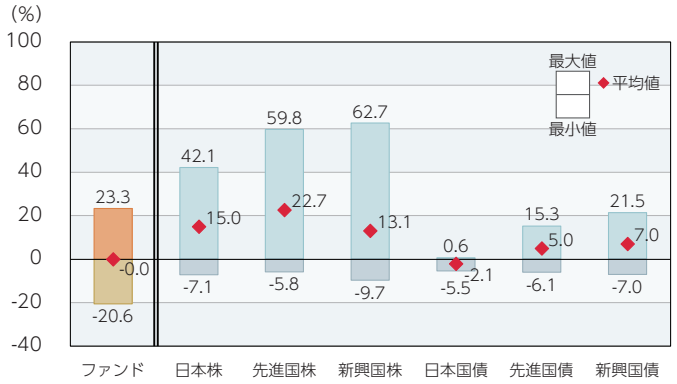



年　2　回　決　算　型

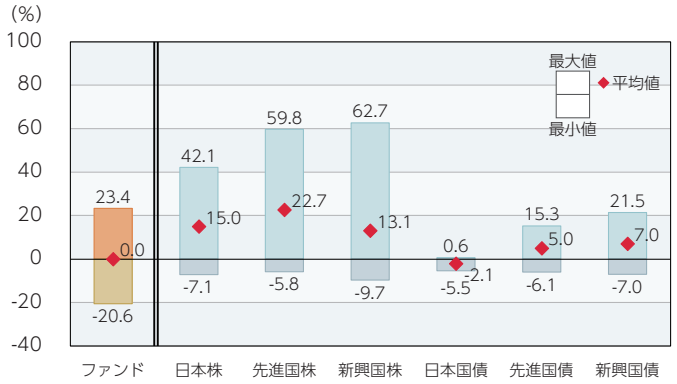



＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較




2020年6月～2025年5月




2020年6月～2025年5月

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

| | | |
|---|---|---|
| 日　本　株 | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
| 先 進 国 株 | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新 興 国 株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日 本 国 債 | NOMURA-BPI国債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先 進 国 債 | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新 興 国 債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース) | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

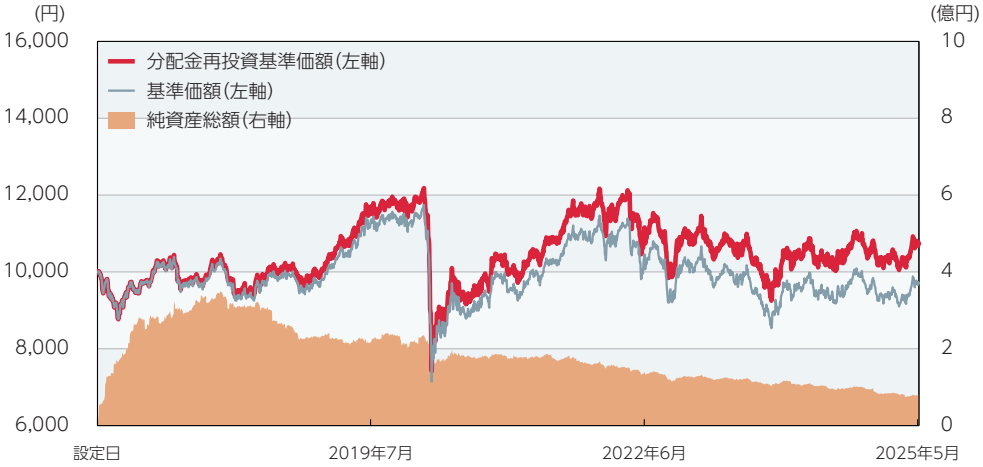
(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

# 運用実績

データの基準日:2025年5月30日

毎　月　決　算　型

## 基準価額・純資産の推移 《2016年8月26日～2025年5月30日》




※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2016年8月26日)

## 分配の推移(税引前)

| | |
|---|---|
| 2025年 1月 | 10円 |
| 2025年 2月 | 10円 |
| 2025年 3月 | 10円 |
| 2025年 4月 | 10円 |
| 2025年 5月 | 10円 |
| 直近1年間累計 | 120円 |
| 設定来累計 | 1,000円 |

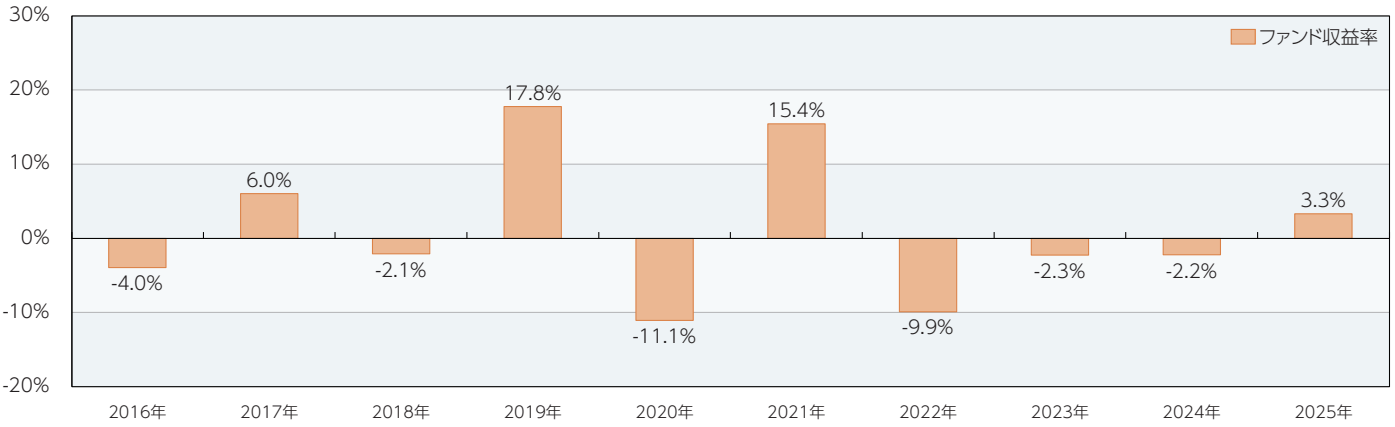
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄　※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) | 96.59 |
| 2 | 国内マネー・マザーファンド | 0.13 |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)




※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2016年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

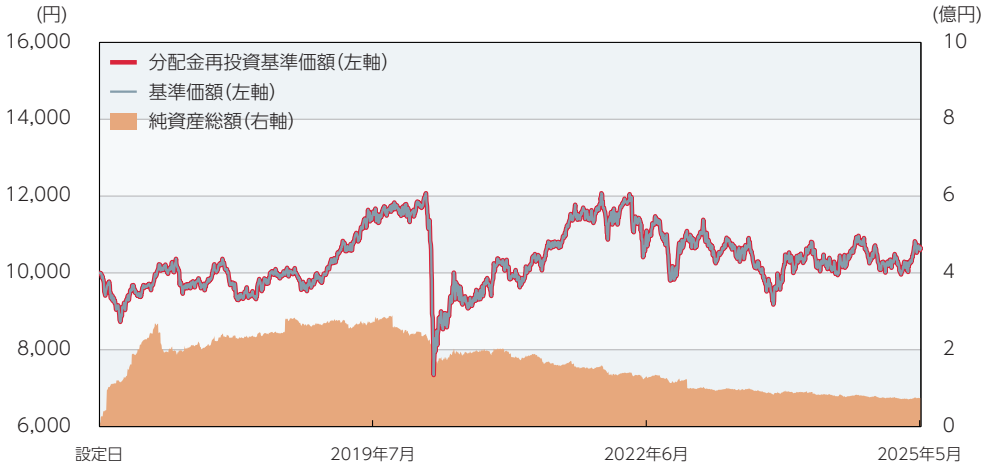
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 運用実績

データの基準日:2025年5月30日

年　2　回　決　算　型

## 基準価額・純資産の推移 《2016年8月26日～2025年5月30日》




※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2016年8月26日)

## 分配の推移(税引前)

| | |
|---|---|
| 2023年 5月 | 0円 |
| 2023年11月 | 0円 |
| 2024年 5月 | 0円 |
| 2024年11月 | 0円 |
| 2025年 5月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

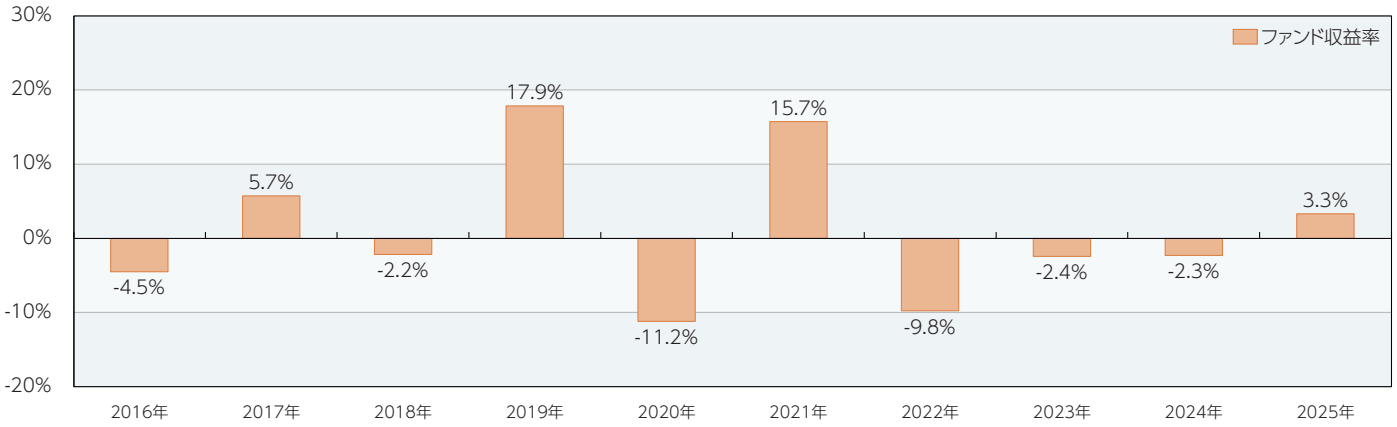
※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄　※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) | 96.80 |
| 2 | 国内マネー・マザーファンド | 0.13 |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)




※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2016年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 運用実績

データの基準日:2025年5月30日

## 主要な資産の状況

### ■フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)

※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社のデータをもとに作成しております。
※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンド | 99.66 |

以下、フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンドの主要な資産の状況です。

※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社のデータをもとに作成しております。
※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | SCENTRE GROUP | 投資証券 | オーストラリア | — | 6.80 |
| 2 | STOCKLAND | 投資証券 | オーストラリア | — | 5.62 |
| 3 | APA GROUP | 株式 | オーストラリア | 公益事業 | 5.59 |
| 4 | TRANSURBAN GROUP | 株式 | オーストラリア | 資本財・サービス | 5.55 |
| 5 | DEXUS/AU | 投資証券 | オーストラリア | — | 5.24 |
| 6 | VICINITY CENTRES | 投資証券 | オーストラリア | — | 4.95 |
| 7 | AURIZON HOLDINGS LTD | 株式 | オーストラリア | 資本財・サービス | 4.56 |
| 8 | CHORUS LTD | 株式 | ニュージーランド | コミュニケーション・サービス | 4.22 |
| 9 | HOMECO DAILY NEEDS REIT | 投資証券 | オーストラリア | — | 3.80 |
| 10 | INGENIA COMMUNITIES GROUP | 投資証券 | オーストラリア | — | 3.39 |

### ■国内マネー・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 452回　利付国庫債券(2年) | 国債証券 | 日本 | 0.005 | 2025/9/1 | 16.70 |
| 2 | 1301回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | − | 2025/7/22 | 16.70 |
| 3 | 449回　利付国庫債券(2年) | 国債証券 | 日本 | 0.005 | 2025/6/1 | 13.37 |
| 4 | 453回　利付国庫債券(2年) | 国債証券 | 日本 | 0.005 | 2025/10/1 | 10.01 |
| 5 | 1270回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | − | 2025/11/20 | 8.83 |
| 6 | 1302回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | − | 2025/7/28 | 8.35 |
| 7 | 1306回　国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | − | 2025/8/18 | 8.35 |

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入の申込期間 | 2025年8月14日から2025年11月6日まで<br>※各ファンドの信託期間は2025年11月13日までとなっております。お申込みの際には信託期間にご留意ください。 |
| 購入・換金申込不可日 | 申込日当日またはその翌営業日が以下のいずれかに該当する場合には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>•オーストラリア証券取引所の休業日　•シドニーの銀行の休業日<br>•メルボルンの銀行の休業日 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2025年11月13日まで(2016年8月26日設定) |
| 繰上償還 | 各ファンドが主要投資対象とするフランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)が存続しないこととなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。<br>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。<br>•信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合<br>•各ファンドにおいて受益権口数が20億口を下回ることとなった場合<br>•やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日 | 毎月決算型:毎月13日(休業日の場合は翌営業日)<br>年2回決算型:毎年5月および11月の各13日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎月決算型:年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>年2回決算型:年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンドにおいて2,000億円 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。 |
| 運用報告書 | 5月、11月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>各ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |
| スイッチング | 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングとは、すでに保有しているファンドを換金すると同時に他のファンドの購入の申込みを行うことをいい、ファンドの換金代金が購入代金に充当されます。<br>スイッチングの際には、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。<br>くわしくは販売会社にお問い合わせください。 |

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="2">購入価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。<br>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="2">ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用<br>（信託報酬）</td><td>各ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.21%（税抜1.10%）<br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>※運用管理費用（信託報酬）の配分は、各販売会社の取扱純資産額(注)に応じて、以下の通りとします。<br>（注）各販売会社の取扱純資産額の算出に当たっては、「豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり（毎月決算型）」、「豪州インフラ関連好配当資産ファンド　為替ヘッジあり（年2回決算型）」、「豪州インフラ関連好配当資産ファンド（毎月決算型）」および「豪州インフラ関連好配当資産ファンド（年2回決算型）」の取扱純資産額を合算します。
<table>
<tr><th colspan="4">運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）</th></tr>
<tr><td>各販売会社の取扱純資産額</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr>
<tr><td>300億円以下の部分</td><td>年率0.36%</td><td>年率0.70%</td><td rowspan="3">年率0.04%</td></tr>
<tr><td>300億円超<br>800億円以下の部分</td><td>年率0.33%</td><td>年率0.73%</td></tr>
<tr><td>800億円超の部分</td><td>年率0.30%</td><td>年率0.76%</td></tr>
<tr><td>主な役務</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託証券</td><td>フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）の純資産総額に対して年率0.605%（税抜0.55%）</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.815%（税抜1.65%）（概算）<br>※上記は各ファンドが投資対象とするフランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）を高位に組入れた状態を想定しています。</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="2">その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>•信託事務の処理に要する諸費用<br>•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等<br>監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。<br>※フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）においては、信託財産に関する租税、売買委託手数料、保管費用、信託事務の諸費用がかかるほか、その他諸費用（当該ファンドの純資産総額の0.05%を上限）をファンドから支弁します。<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</td></tr>
</table>

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※上場不動産投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託（リート）の費用は表示しておりません。

# 手続・手数料等

## ■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 分　配　時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報)ファンドの総経費率

| ファンド名 | 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|---|---|---|---|
| 毎月決算型 | 1.87% | 1.20% | 0.67% |
| 年2回決算型 | 1.88% | 1.21% | 0.67% |

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年11月14日～2025年5月13日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とするフランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。


Asset
Management
One

<白 紙>


Asset
Management
One